



News & Types: クライアント・アドバイザー

イリノイ州の外出禁止令が延長されたことにより、イリノイ州を拠点とする必要不可欠(essential)なビジネスおよび製造会社に及ぼされる影響

4/23/2020

By: 小林 城治

Practices: コーポレート／ファイナンス／M&A, 雇用／労働法／福利厚生

概要

2020年4月23日、イリノイ州のJ.B.プリツカー知事は、現在出されている「外出禁止令(stay-at-home order)」を2020年5月30日まで延長すると発表しました。当初は、有効期限を2020年4月30日として発令されていたイリノイ州の外出禁止令は、更新されて2020年5月1日に発効します。

本更新外出禁止令は、イリノイ州の生活に必要不可欠(essential)なビジネスおよび製造会社を対象とする制限規則に、変更を加えています。かかる事業体と製造会社は、次の規則に従わなければなりません。

1. 6フィートの社会的距離(social distancing)を確保できない従業員には、全員にフェイスマスク(face-coverings)を供給する。
2. 従業員と顧客の健康を優先する。たとえば、(i) 当該事業体の施設における収容人数を制限する。(ii) 製造業者の場合は、シフトが重ならないようにし、必要不可欠な生産ラインだけを稼働させるなどの安全措置を取る。

さらに、店舗など屋内の公共の場所、または6フィートの社会的距離を確保できない公共の場所では、2歳以上の者および身体的制約を受けない者は、フェイスマスクやマスクの着用が義務づけられます。

本稿に関するご質問は、小林城治弁護士 (Email: GKobayashi@masudafunai.com)までお気軽にお問い合わせください。